繪本忠臣蔵 後篇 五

中村進午文庫
文庫5
702
15

HBS IV 1 5
文
HK 9642 小番 5
昭和十五年一月十六日 中村本大氏寄贈
昭和三十三年十一月二十七日 法学部研究室より移管

繪本忠臣藏後篇巻之五

目録

○大星苍街避間者 ○同図
○大星裳山科内鑓倉 附途中逢奇雅 ○同図
○原郷右工門之像
○原氏出身 ○原討小野木兄弟教風辱図
○高貞識元辰於下賤中 ○同図
○原氏仕鹽冶家 ○同図
○竹山源二右工門之像

文庫5
702
15

○磯谷十郎右エ門之像
○片山今磯谷止死全義 附父孝母語
○矢間喜内之像
○矢間十太郎之像
○客僧相矢間手文 ○同図
○光興斬愛女避疑 ○同図
○喜内以辞世和歌贈元助話
以上

繪本忠臣蔵後篇巻之五

大星花街遊間者

傳ハ曰或ハ大星相親ハ一ツ〻ろの俗雪嶺といふもの、祇園よりゆゑ〻ゆゑ二形茶屋に抱して祇園通ひ楼敷の女郎にもまれ迄に絃妓仲居さ門ふれてそこ〻名ある行よいつ〻ちうぶ〻しの俗張のまゝ五もなく時刻をうつ〻無ぐるぐるや日も立てるれ〻祇園街の名やう況新ちうら形ちうの焼よいぎ見ちう雛のうるさうちうえんと大星彼雪嶺が脱おきし法衣と方丈仲をとぶりうえ事とつぐ雪嶺やむしうと浪ぐ大星が焼ちうちうたふ〻ぶつ〻ちうく相撲と寄ちうつぐるく〻ちうい〻何ちうち仏よ無ぬれば見も同じく丈仲ふ〻ちうく〻ちうと行づ〻ちうて時〻ちうて

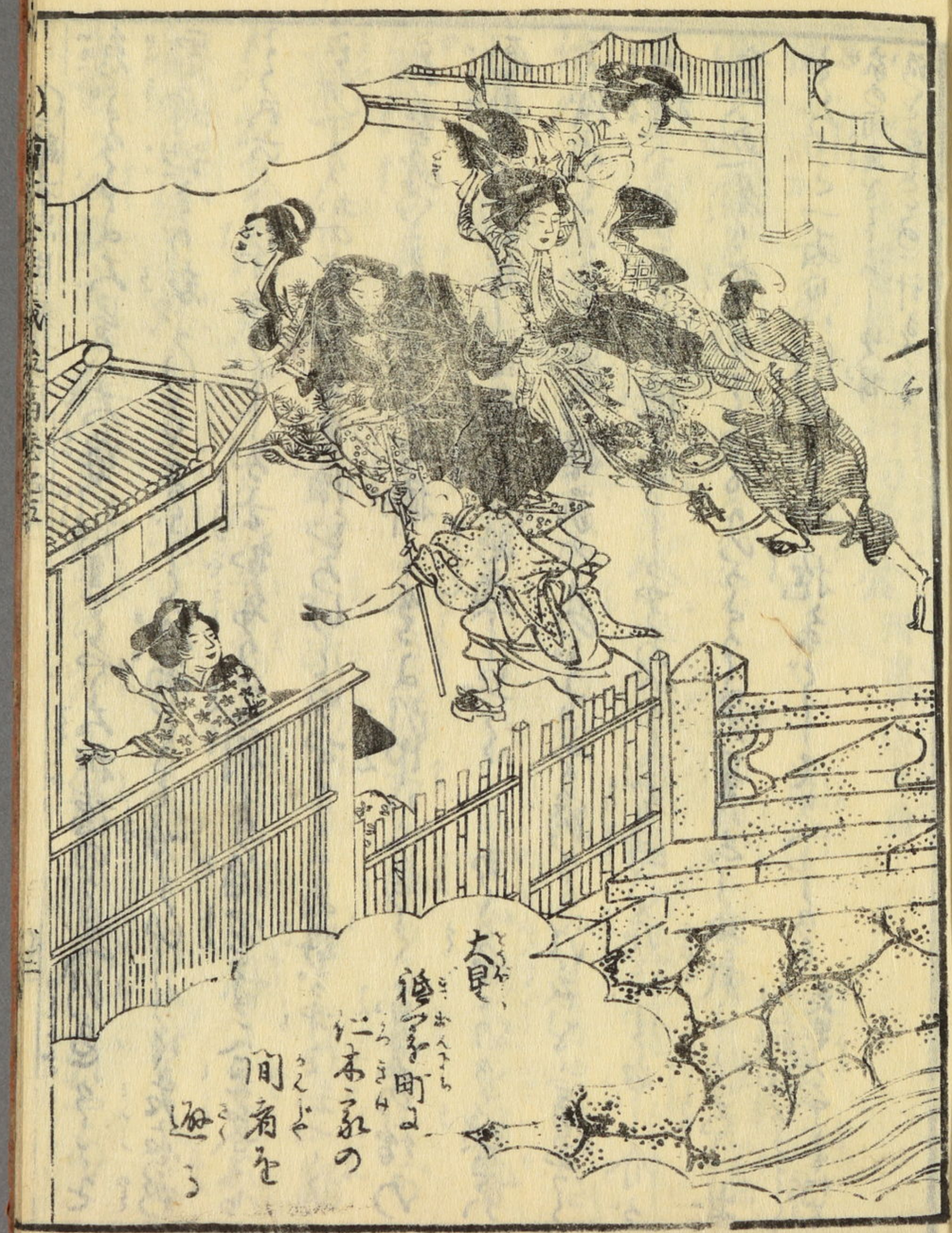
大見
後ろ町より
仁木家の
間者を
迎う

繪本忠臣蔵後編卷之五

[illegible]大星は大勢につまこやと太和橋のうへにゐ色々とこと
雪峰はこれ[illegible]和尚くと呼ばれ[illegible]くと左右の彩
[illegible]古人時うぶりしるを[illegible]先刻より[illegible]
らびくらおのを大星[illegible]ろげしいまくよ多勢ぐ中よおつしろ
[illegible]雪峰やさんぐよ打擲しろよ弥ハくとおもの信力
面目かくらせしよ名大よ難題いづくくもあくこうろうびくハ
ぐ[illegible]ろう大星ハ接家のあのものもの孫くはなを[illegible]
山科へ[illegible]よ弛ろくしぐやあくく雪峰ハ[illegible]介が
[illegible]へ迎ひ[illegible]ものろうよ大星ハ去くぬ[illegible]大よお
ぐろこと一夜日ハ[illegible]介抱ぐ[illegible]ろの大星ハ[illegible]
家の間者とくしあ[illegible]
[illegible]

大星萩山科向鎌倉　附逢中遇奇雑

傳よ回かして夜討の通をおくくく

武蔵
孫金
おうふ

逢中
寺雅
過ふ

宅の郎ハ一緒にてもなるべきなれども士ハ大よりこう
ハこれを侍おきまへいまゞ接の山稲右ゞつませぬしゆかうの
御乃て二本さしたるものと出て二人あり同川つのまやハ
通ることなりとハ内来もなりぬりしかつこうやう
取よく出ぬし相手ゆるゞ血氣の若多ハ何ハ
おしもならんべき情ことに下郎の雑云ゝおしもならに振り拳
振りくる士ゆまの旬二ツ三ツくりかけよりゆるゞ兼て芸ゝの
多のゝらるれば士ハそまゝうち倒をあつし一形絶入し
ゝ侍ハ平のる士どもつどひ来ハ人ゝゝしいふ移ゝ
若多ハと大勝ゆゆゝ退ゆゆ掲息杖ゆ人と出ひく
よおふゝ〳〵ゝ法ゝ来ゝゝゝゝゝゝ時天星遠久田の女士ハ

よくゝも遊接ゝ入ゝ涙ゝゝ百ゝ分ゝ出ゝ人ゝ士ゝ
のゝゝゝ言ゝ来ゝかゝゝ告ゝ大星ゝ飛
でゝ辯所の中にゝつゝゝ若多ハと
ゝゝ法ハ某ハ則武家ゝ止流ゝゝ
勿ゝゝ半ゝ誤ゝゝゝゝゝ徒星なゝゝ先ゝ静
下ゝゝ帯ゝ合のゝゝいつゝゝゝ山一ゝ人来ゝ接宿ゝゝハ
さゝゝゝ作ゝゝゝ手ゝゝゝゝゝゝ若多ハと
入ゝゝゝ明軍のゝゝゝゝゝ合せ中ゝゝ屋のゝゝ人
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ遠入やいゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

原郷右衛門之像

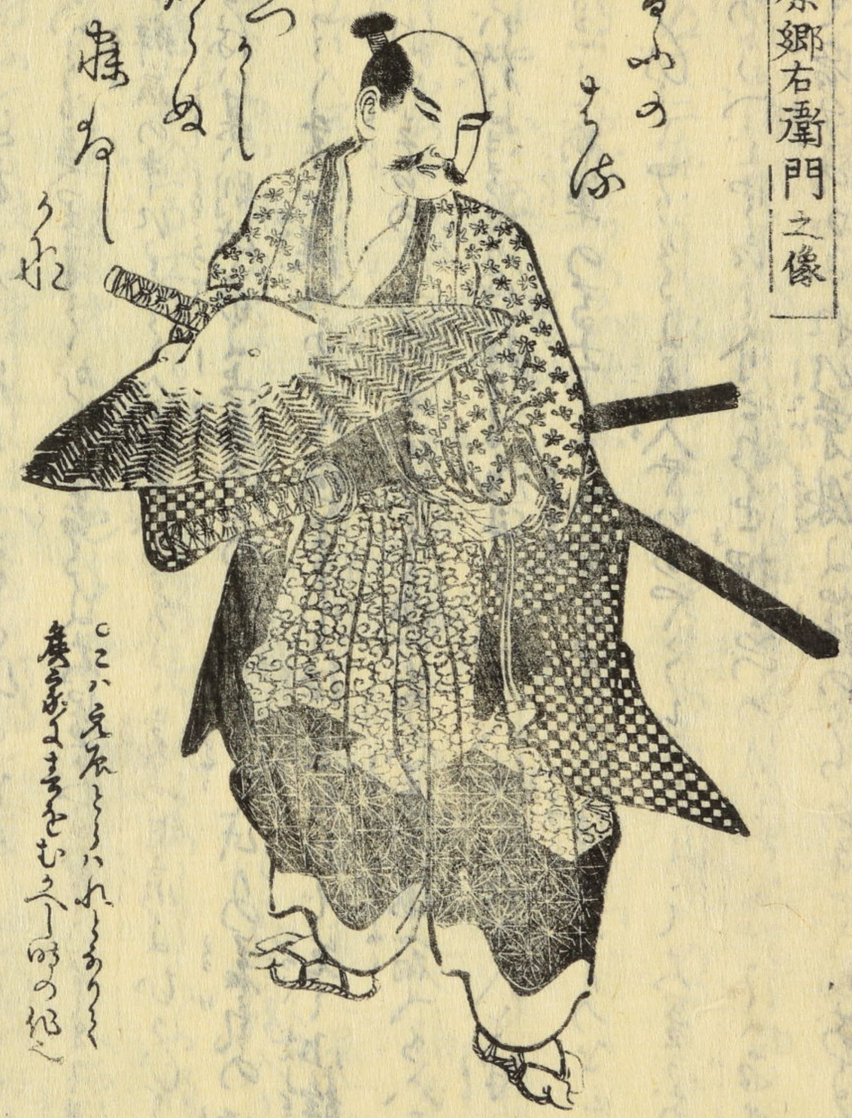

ここハ元辰ゝゝハれゝゝゝゝ
奥方ゝよりまゝをむゝゝゝゝの絵

逃も張ものゝ[illegible]ねバゝゝゝとして仇討後もひされゝゝ
と言ものゝ夫ゝ思ゝゝゝせしまゝ何ゝゝゝゝ

蟹
小神木
兄弟を
討く
屋敷を
敷び

麁相をいひて各方の世話に頼まれ給ふ事なれば
のがれがたく思ひ合ひ兵介中せしは相人もなくは吾
雖の弟あれば義八一人が各方の名跡を継ぎ給ふ
事に御座なれば入し懐中より金子一封
おのれ兵介迷惑いたづら致しと病もやらへは痛
用なりまられしとさしおいよ三人の子ども
ら仕うみる者を先ゝまづ慰よりてあきれ弦じ
ひやうをぬゝまく閉ひてゝ大星あるも常に案
出言あるは果ぶ技方り重ねやかくおくみしとうは
いづれも幸を思ふくや中考られよしあるよ三人は大よ速熟
しる弟ゝ様ゝ仮仮ゝ彼兵ゝ中べき幸竟彼ゝ

傷ゝ様ゝ仮ゝ思ふ云ゝ様ゝ様ゝ様

八

八ツ方をこそ[illegible]るこのこゝをあひとなし恬しゆざらぐくんやさ
まで三十八通りの表官より系伯しー太神宮の廣方より名所
を成就の祈請をこゝ〳〵し夫よりしてハ朝の表夕の表のお
こゝろゆしこゝらぬ振の乃ゝせいこゝぶて性土ゝらびをてしいつゝと清
の蔵くたる事風の事をこゝ〳〵と憑倉よりこゝろ越ゝこゝるこの事迄
よあ[illegible]を考て
拾遺〳〵〳〵〳〵

原郷右兵衛

遠傳

出身

傳ゝ曰元辰八代〳〵丹州氷上郡黒井村の郷士ゝ〳〵因而原
宗清が一族ゝ〳〵始ハ松下平左衛門ゝ幼年より軍学ゝ
ん〳〵入刀級の術ゝ奥妙を極ゝ〳〵ハ流ゝ〳〵ゝ結ゝ

るの年ゝ〳〵ゝ始〳〵仕官のこゝあり一族ゝ〳〵ゝ武者修
ゝ〳〵披露ー國ゝ〳〵ゝ法方を経歴ー〳〵ゝ名を〳〵〳〵〳〵
終ゝ播州姫路の城主松田河内守に仕ハ〳〵ゝ始ハ徒士ゝ〳〵
され追〳〵勇功ゝ〳〵ゝ元辰人とあり〳〵ゝ後ゝ日夜忠云おこゝ
らび忠勇をこゝ励〳〵ゝ〳〵ゝ其法家中流武者ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ含合ー刀槍の術を試ゝ〳〵ゝ平〳〵ゝ
ゝ好ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ法士の誉を見ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ徒士ゝ〳〵ゝ小野木利左衛門に因て命といふゝの類
氏谷流を稽陳ー〳〵ゝ〳〵ゝ長を自負ゝ〳〵ゝ家中の士を睥睨
しぬゝ〳〵ゝ平左衛ハ彩系ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ己が組下あれハ奴僕を
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

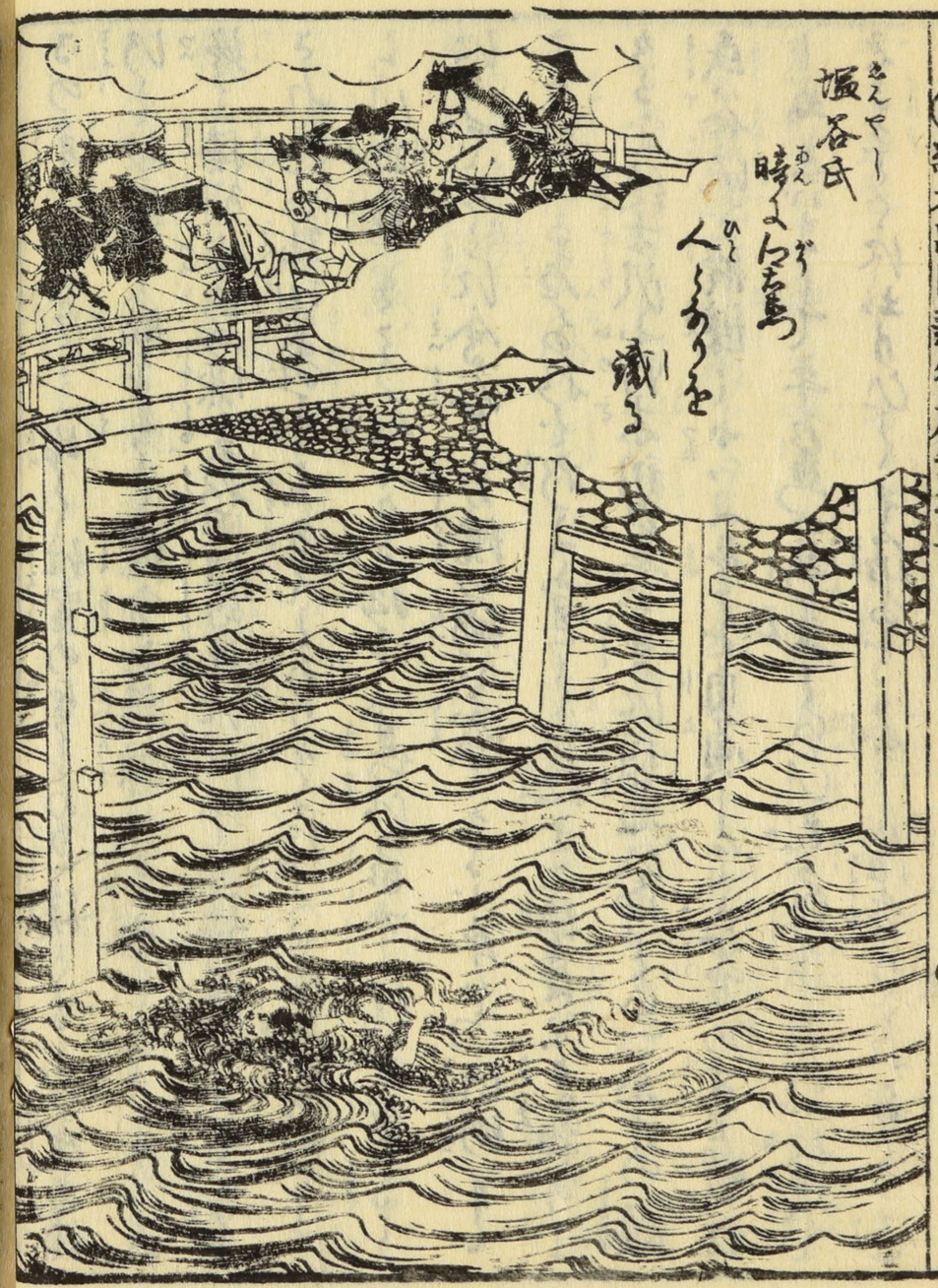
きんやう
堀谷氏
時くんなる
人くわうを
減る

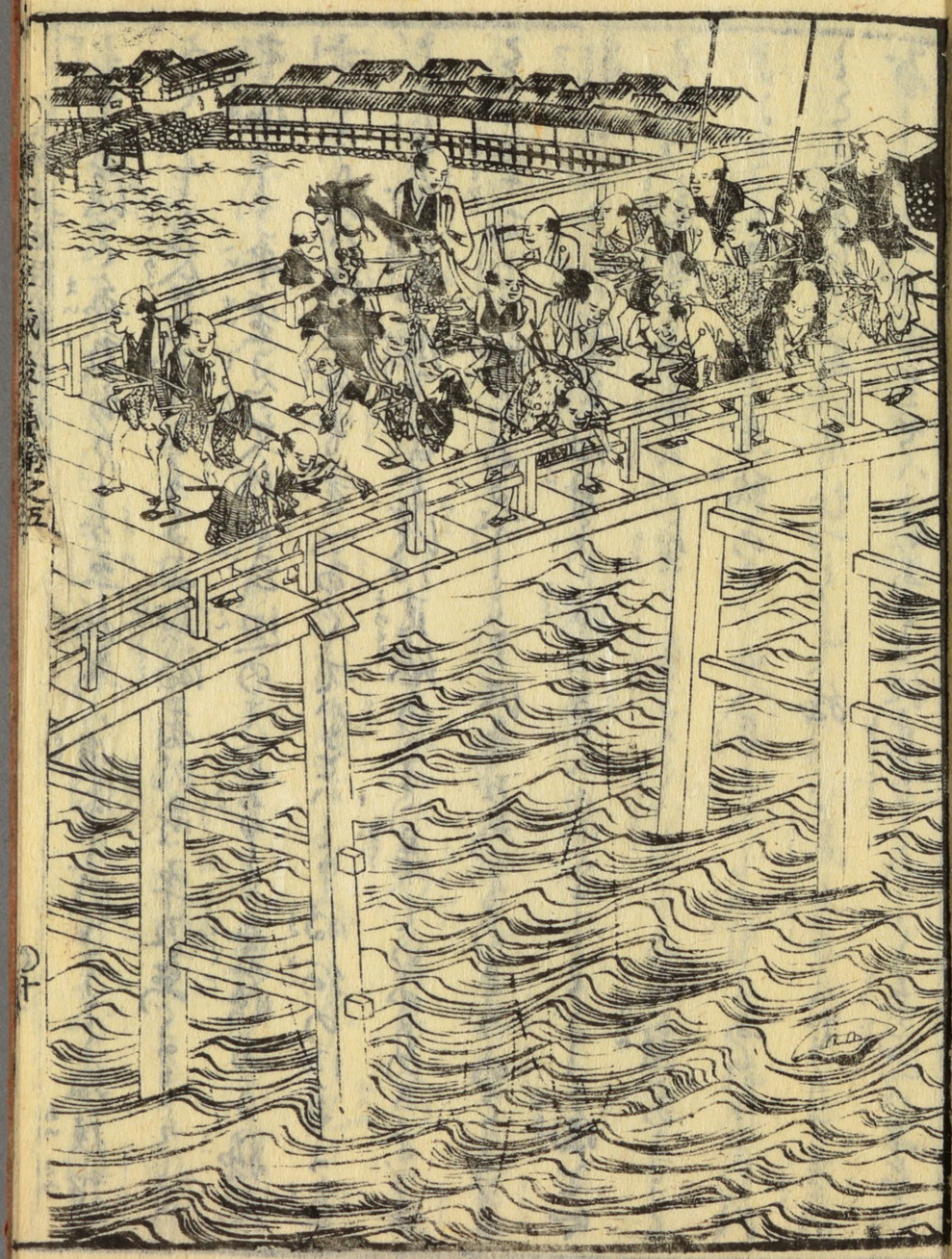

[illegible]ことあり[illegible]平五郎ハ惟よりとゝ[illegible]ぬ接拔
[illegible]して立合せおらうとよ[illegible]時分の平五郎ハ
[illegible]平生[illegible]武辺のてゝハ[illegible]
士[illegible]ハ汲の一[illegible]ハとゝ中時分の[illegible]
[illegible]ハ其儘のこと[illegible]
[illegible]平五郎もあまりのこと
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一時長をとろうハうがひろりかくて小野寺ハ茅ハうれが姫ゝのう
くまく海ゝ〻ハ嘉ゝ〻に或日報生よ主ゝ日をとゝ乃を
為ゝく海る而よ平乃墓つゝ〻ろうを見村ゝうバ人あゝ
埼而よ行あらせ終よ武人をゝち果ゝ行方ゝゝびを主ゝゝうバ
進而あるといを為るのあゝくゝれひゝ小野寺ハ茅大乃花
とゝありよ久ろ横西のむゝひ陽るゝとゝよあん

高貞減原氏 於下戸中 附 武 仕場落乃

傳よ日さゝ行よ平乃墓されハ年度播州大坂よあゝく巷ゝ捷
辺よ裏宿をゝりてありゝるゝ行ゝもとゝゝつゝもあゝく平ゝ
く風月をゝゝる行よあゝの係も為ゝて浪人の月の仕見え
ゝゝゝあゝとまゝ巷ゝよあの進者あゝと形ゝよ水波業をあゝて

ゝゝゝる後ゝよ浪場ゝ貞深倉ゝりの下向大坂よ
浮沼あつゝく日ゝよ浪方を見物せゝゝるゝりとゝう徴ゝ
の平あれハ近侍まゝゝ風ゝゝ馬上よおゝく彼人ゝつう
に川浪主巷人橋をゝゝまゝとゝよ形ゝ〻風ゝ吹来
ゝ言貞のゝされゝう陳至を乗て河中よゝんぶゝ義ゝけ
ゝゝ近侍のあゝよ聴ゝ者川端よあゝゝゝ〻波浪も
ゝゝぬ川波の船ゝたゝゝひ陽ゝる時平乃墓ハ水を波
よ為ゝゝゝゝれゝゝ ゝゝうゝよ新人ゝゝあゝをたて
浪つゝ雑あゝく陳至をゝうゝゝ拾よゝゝうバ近侍のゝの
大よゝゝゝゝび見を ゝゝくゝゝゝゝると平乃墓ハ新をゝゝけよ
ゝゝゝお方ゝゝゝゝ人の四墓と惟而てゝゝゝ新ゝ

ぢやう
ぐ
ぐ
ぐ

あらけもかまうらぬ半あぐらをかいてまつてゐるあんばい
直ぐに使えあくてゐるうちまづ[illegible]
あらうとくと言葉橋とより勢をうけられ夫なるの直ぐさこれ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第五　素さうしゐ（孫五）よ今日うく表ろうへ出使者とあらう
間縁さまつ見ぐ申れうまつ（中）ひ出ろどもうみのうらうば
中文（ぶん）ぐやれ汲ろう結ま左程のてを弁へざる素こても是
あっしくゝ持つ（ら）ま上ようえ分し酒もあくくれぐし使者ハと
うろの素ものくまちる酒つく亜つよあがこまこ迎結の名
もおくれてく者ゝてぐを言ふ頁（中）入ろよ言頁完ふうて
こまれよ彼りの面様をとくゆを優しにいう根一ろせある
めとよ（ぶん）ゝうろよの色言果してためり犯めあう
ゆ伺ろで石抱亜及めうろとゆされゝうハ奥帰長玄側よ
あうく宮左程に言ハ集是ようこ鉞被めいとうくゝろ
しゆと石抱（ぶん）ゝ長玄ハ年左つぶ方へ絡さ抱

者ろくゝ塙治言頁ゝ家名素久世長玄とゆ玄あうう漆よ脇
目ハろうぐゝ素及の出働とふく敵の出笠つ中遠（間）よ人百出根素を
ゆくくくうう礼御よ及（ぶん）ゝさを敵よハ昨日素及と一面せられ
しうう頼ろよ士風を素ろられ夫加お別の使者ハ別素
義の心弁と細ひゆろんろあかろハ弁ひゆ れゝよ寄よ
遠ろハ武士も及ぐぬ出心弁出雲結素ろうく無く素
とふくゝゆ入ろるゝ雨へうあうろ平左墨ゝ始く拾ぶ新
食及へう諫よ士ハ己を彩ろものくろあよ金と捨ろゆ世
バ伺ゆ色ゝゆさんゝ則古者義ゆた るゝ亜し
鋼刀とゝうおしつぶろに素性とものろうろよ長玄大
よ玉ぐろうろわぐ西ゝろ素岡を拾ゝかく煙本よおしく

てんこと甚おしいまらうあられ法官の孔雀をしわしバ
小三郎のハるゝ甚平法名平中さんといふよ平右衛門
ものむ所あれバ甚よろこび平遠推素を形うしハ長之助大よ
よろこび給ハバ平ゝ迎ひ中さんと別を告けく之海ハ
貞よ始終をかゝらしゝゝ言貞恨結斜ゝしゝ衣服ハ
拭へ再び長之を以て迎られ右衛門ハ潔くこれと頂
戴し早速衣服をあらゝ赤土傳家おとゝ眼を告長之
回ゝよく仕人数多門を一之おゝ〻ゝ〻ふの今を水汲ゝし
平右衛門傷ゝゝゝ之流のおゝ之よあらゝ主和のものゝ大
よおゝろゝゝゝゝ言ゝくゝゝゝゝ

磯合十郎右衛門之像

一臺
二妙
金心
玉質
生死殉義
始終如一

片山源三右衛門之像

磯合十郎右衛門

逸傳 片山令成谷止孔金義 附磯合孝母話

傳ハ曰高房公の武士ハ代々の人なれバ孔金身ハ
ものゝ武士ともハ姿容ゆゑ礼
儀ゆゑ人ゝ尊ミ敬ふ貞小柳ゆゑ名を名ゆゑ元通用く
ゆゑ盛ゝて日夜左身の側ゆゑ仕ゝ名れバ人ゝ一主の秘ゆゑと
で歸ゝ名ゝて妻兩の物ハ武士ゝもゆゑ磯合ゆゑ
成寺ゝ年遠の打ゝもゝゆゑ遠ゝ手ゝ世ゝ名ゝゆゑ磯合兼て姫
ゝゝゝゝゝれバ墓ゆゑ打ゝ成ゝ猫先をゆゑ人ゝ序ゝを
るゝゝ大ゝ母ゝ思ゝ名ゝ色ゝ名ゝ
への御一云 武一家ハお菊ゆゑ貞心肝ゆゑ
切腹の事ハ心肝ゆゑ御生害の物ゆゑ

被せんとおもひ給ふ故ハ仁義の家の家あれど其防禦充
実なるべし中〻其一人の及ぶべきにあらず今死する人命
と雖ども先本國へ帰り大星氏ハ第一なる忠義藩屏の士
あれバ彼をうつ〻ハ先君の讐憤を散ぜんハいうまでもなく義合
甚だ感じ〻き反ぶるのごとくのこゝろあるべハまあるよ
宜くべくん中し則死をとゞまり是より義士ハ一すじ赤ぐ
本國へ立越し〻ハ媒中よハ大星をもちゐ家士の面〻目録
評論最中の形うあれバ義士ともよ主藩を見ん会
あり之るゞ絲一統殉死と逆んとらゝよ変して各盟書
血判をあ〻れハ義士是とゝるより主侯下嫌し〻被刑
よハ入さうゝ大星彼おゞ西るの不審よおりハ流士ハ

退散の後人をうゝして西士を迎ハ志をうハ序山大
星くみむゝハ礒合事坂よ縁金ゝ〻殉死するんとうつを
さゝとゞ〻ハ礒合事坂よ縁金ゝ〻殉死するんとうつを
先君生害の砌基へ中こゝけらまゝ一言坂よ事反ゝ
君の表中ゝ〻ハ仇讐憤を散ぜどんバ地下よて先君へ
謝ゝ一国永〻義人ハ彩ゝ侍元立のゝ孫受援解の
ハ言を畏り事ハ松四の面〻ハ郷相ゝ遠ひて
四ハ法君ハ潔ゝ殉死を遂らるべ一家〻よ於ハ再び藩
金ゝ独ハ先ゝ渡門ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ渡ゝ〻ハ
石のごとくなれバ不日よ言壁氏を討ん墓あよたむけ
ゝ時こゝ相果ゝ人先それ氏ハ評議よハ渡ゝ

こゝろのよ大星こゝろ於くく衣士の耳よりせん中の毒汁を
つぶさるかゝり出せ出さるゝ事ハ諸士の強腔ちりがさるれバ
計のりをこゝを恐を猶死を以くそ志をゝ思ふこゝろのれを
名も一生まで利あるまでよしとあるよ丸士始くよりこゝ不運血
制をしなくよるゝ事後破合藻食よりて大毒よりこゝ合
ゝるゞ沢平よまりて熱乳募つて毒ゝ
義くしておのを帰直恨の刀兄よりこゝ割り或ハ大星が赤地の義
見延引せることを憤りあどくしはどくるゝ沢よ堀井安藤者
よ来りて乃毒ゝるゝ式弟をゝるより大よおどろこゝ毒半を
人の恨くくこゝをおそれ逆よこゝづくくりゝ別宅よ係毒ゝ
さくゝゝるゝ大毒のおいよ切後の時血出よりくくしゝ破合元来右者毒二の人よくく

老母よくくつくくゝ裏者ゝのゝ沢よ拒対の目よ知りく
結士ゝ毒て磯合ゞ者ゝを志ゝ沢ぬこゝ母の方ゝ出て眼毒よ
こゝこゝをこゝろゝれバ破合源をおこゝて仰こゝもあく素ゝハ
くよりこゝ活ゝ沢ゝ母の新せこゝまくくりゝ素
漣のゝ生くゝゝバ右者こゝのひゝゝこゝまくくゝこゝ
てくくゝこゝゝれバ折人の相こゝる聖氏の邸中こゝくゝ人を重
捕ゝこゝくゝをおこゝ世間でくくを祭肉こゝ世こゝるゝくこゝのこゝハ
こゝゝ破合こゝこゝ元こゝるよくくゝかゝるけこゝ元拒こゝ元
義付こゝる結方ゝくくくくこゝこゝ

矢間表間

邊傳客僧桐矢間手文

矢間喜内之像

同十太郎之像

傳

同州の家士中通元介といふもの
あり武略豪勇の聞ありて元国
介ぶ方に人の用脚倍奇術
を着るこを以て百人一口先とする
者へのりてあ一ごろすく彼倍と
も厨ごとぐちとを文をとり
云あ人某氏歌こ中ふんこ
こ觀こ大ょ厨ど手倍
あ是家倍の郷こ天下ょ又
あるべ一ち奇命ハこハ今
ちこび仰のごこ

吉信
手文を
看く
幸之
丞ぶ
絶分の
事を
設く

[illegible]ことぞや[illegible]彼僧ハ貧窮の男女ことごとく看病[illegible]
[illegible]ひ[illegible]ものを[illegible]ゆ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]文[illegible]ハ[illegible]
遠の[illegible]ことあるこ[illegible]再三[illegible]
[illegible]ハ[illegible]くぞおりひろかくて[illegible]
も無[illegible]して[illegible]ハ[illegible]
僧の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

彼僧の看病せしゆへ三年ハ[illegible]
[illegible]

傳[illegible]
[illegible]
て雑[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

矢間女房を
刺し
義をしめす

ぐるとやてをそこ一郎の子供あそへかるやうなる姉よりこへいかかるこころをけもおそこをふ流人の毎日赤飯を焼いつられ者て
あ一ときとれば彼の盗ろ一しもきるべうけしと一ぬ盗に吹き
ば番太郎を結ふ流人これをうこうひ彼流人を殺
きあるまでといふ行よ主人もいぶ一あ一こ一ぬ主を
所ぶ姫をまこせ一こと一ろ一同ふよ下男のやこ一こ一ふれば
主人ハこ一ふ行く姫て主を所ぶ所ぶあるうとうひ出こたよ
魅ア大屋のりのを揺ふるた盗人ふ一こ一を素流人のふるま
ひうること直よ主を所と抱を右の仏茅を一こ一れを法同ふ
主を所一云をまこ一ぬ一こ一ひいうつひいこ一あうれば法同このう
てひ男まこ一ふ悪口雑云の一ふる行よ主を所ハつこ一を一く

姫を門よ出唯一刀よさ一こ一ろ一れば一ふ一く一たよ縛ふこ一ひ一の
こをいひの一ふいうある長く関ふやあふ一んとあ一ふれまこひ
てあり一ふ主を所ハ云ふ静ふ主人ふむうひ謀ややも酔ふ一
ふ一こ一ふ一ぬ一ふ何を一ふ一ふ一ふ

仁を捨てんとすれども也如をとりあひのあひだにこれ仕方の手負
より津起をとりへハ仕うへハ家にをいてもおのゝ引退居
をもうんじのうるべしと打流るゝを主命ハ寛示として浪人の
零落て人のうとびをもうるてハかりとよりのこるれハ世の人の
さんとうとされあハ墓に拾ひく聊も分かく又娘ごとハ年老
墓を寅を拾うんとあり自ようみゝとをもうで是をとても
人をとゝむるいとれのゝとを嘉ぐりも頭を出せられハ主人ハ泳
船今くせうく家ゝ藤多の衆を波ちるす志あるとて帝料
うとて若干の金をおと都遣りゝうる主を所望く是を受る
とあれハ則姫ゞ孔雀をとゝく清ふみ結よ帰迎遣ゝ
をもで言とうりうくて主後義徒者をを進せゝ時彼浪人ゝ

則主をとゝ所のゝとを姫ゝ主をとハうるを家代の人をゝ
うるあをとを是より無恙たゞ者をとうゞ書捨をとうひて
彼雑穀屋ハ今に綿を蒙昌あゝ多をとゝ家門ハ頗和睦
を好ゝうるゝ御祝の月とあうて彼中屋元介ゞ方へつうゝ
ゝ短冊ゝ

多拠むとゝぶうりねの夏さあゝ彼をとゝ
とうゝ　を則辞世のうと打

後本忠臣蔵後篇巻之五終

ハ44260